

議案第107号

大口町農業集落家庭排水事業特別会計設置に関する条例の廃止について

大口町農業集落家庭排水事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年11月29日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、農業集落家庭排水事業の廃止に伴い、この条例を廃止するため必要があるからである。

## 大口町農業集落家庭排水事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例

大口町農業集落家庭排水事業特別会計設置に関する条例（平成7年大口町条例第13号）は、廃止する。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による廃止前の大口町農業集落家庭排水事業特別会計設置に関する条例の規定による大口町農業集落家庭排水事業特別会計に係る令和元年度の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。

3 前項の大口町農業集落家庭排水事業特別会計に属する財産及び債権債務並びに出納閉鎖後の歳計余剰金は、大口町公共下水道事業特別会計に引き継ぐものとする。